第12回 那珂川市農業委員会会議録

令和3年3月10日、那珂川市農業委員会会長は、令和2年度第12回農業委員会定例会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について(2件)

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について(1件)

議案第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について(再設定)(43件)

議案第41号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について(新規) (4件)

議案第42号 非農地証明について(2件)

議案第43号 那珂川市道善・恵子土地区画整理事業 事業計画について

報告第29号 専決処分について 農地法第5条第1項第7号の規定による 農地転用届出書について (1件)

報告第30号 専決処分について 農地改良行為届出書について(2件)

報告第31号 専決処分について 農地法施行規則第29条第1項第1号の 規定による届出(駐車場)について(1件)

報告第32号 専決処分について 農地法第18条第6項の規定による届出 (合意解約) について (1件)

その他1 令和3年度那珂川市農業委員会総会開催日(案)について

〈農業委員〉 8人

〈農地利用最適化推進委員〉 3人

(事 務 局) 5人

開会 (午前9時30分)

ただいまから令和2年度第12回農業委員会を開会します。

議事録署名の指名を行います。5番委員、6番委員を指名 します。

議長 議事に入ります。

順番は前後しますが、

議案第43号

「土地区画整理に係る農地及び用排水路の取り扱いについて」

を先に審議します。

経緯について事務局から説明させます。

1

事務局	議案第43号番号1 「土地区画整理に係る農地及び用排水路の取り扱いについて」 こちらの議案については、道善・恵子の区画整理に伴い、 土地区画整理組合を設立したいということで、土地区画整 理準備組合から意見の照会があります。 詳しい説明はこの後行いますので、よろしくお願いします。
議長	続いて、内容については、区画整理のコンサルタント委託 業者と都市整備部都市計画課に説明させます。入室を許可 してよろしいか。 許可する委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	(委託業者・都市計画課職員入室)
都市計画課	那珂川市の都市計画課2人と道善・恵子土地区画整理事業で事業協力者の2人に来て頂いています。委託業者のほうから内容を説明させます。
委託業者	「福岡広域都市計画土地区画整理事業の決定」と書かれた 資料を見ながら、事業の概要を説明した。
議長	各委員から質疑を求めます。
委 員	計画では、ここにマンションなどが建つのですか。
委託業者	予定では、商業施設が国道側で、裏手には戸建て住宅を考えています。
議長	ほかに質疑を求めます。
委 員	農地はどの程度、消えてしまうのですか。
委託業者	このエリア内の農地としては、完全に消えて、水田は残り

	ません。
委 員	農業用水は全部廃止されるのですか。
委託業者	水利組合の同意書を添付していますが、水路の廃止までも含め了承を得ています。
議長	ほかに質疑を求めます。
委員	区画整理後も水田を作りたいという意思表示をされている 方はいますか。
委託業者	今1名、水田を続けたいという意向の方がいますが、それ については別の農地を紹介することで、継続できるよう交 渉をしているところです。
議長	ほかに質疑を求めます。
委員	着工は9月ということで、水田の止水にはまだ猶予があるわけですから、6月の田植の時期まではちゃんと見据えて、確認したほうがいいと思います。
委託業者	そうですね、分かりました。
議長	ほかに質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	質疑なし。採決を行います。 意見なしで回答に賛成の委員は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、意見なしで回答します。
委託業者	ありがとうございました。
	(委託業者・都市計画課職員退室)

	,
議長	それでは、 議案第38号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号1について、事務局から説明させます。
事務局	議案第38号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。
議長	担当は私ですので、意見を述べます。 現場に立会いましたところ、譲受人は機械類を保持して定期的に作業をしており、問題点は見受けられませんでした。 各委員からの質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第38号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号2について、事務局から説明させます。
事務局	議案第38号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号2を説明した。
議長	担当は私ですので、意見を述べます。 現地を確認しましたが、特に問題点はありませんでした。 各委員からの質疑を求めます。
	(質問・意見なし)

議長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第39号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案第39号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。
議長	担当は私ですので、意見を述べます。 現地を確認しましたところ、問題点はありませんでした。 各委員からの質疑を求めます。
委 員	この場所に造られるのは喫茶店ですか。
議長	はい。
委 員	ありがとうございます。
事務局	補足します。
議長	はい、どうぞ。
事務局	イメージでは喫茶店というよりもパン屋さんのような感じです。購入したパンをコーヒーを飲みながらテラスで食べるような感じです。
委 員	ありがとうございました。
議長	はい、どうぞ。
委 員	駐車場はどうなっているのですか。
議長	はい、どうぞ。

	<u> </u>
事務局	図面をご覧ください。 こちらは今現在、農機具が入るようなスロープになっています。そこと高さを合わせて4台分の駐車スペースを確保するとのことです。
委員	分かりました。
議長	各委員からの質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 次に議案第40号 「農用地利用集積計画の利用権設定について(再設定)」 番号1から43を事務局から説明させます。 利用権設定については件数が多いため、省略して説明させます。
事務局	別冊1の議案第40号 「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について (再設定)」 番号1から43を説明した。
議長	今から5分ほど時間を取ります。 質疑がある方は挙手をお願いします。
	(質問・意見なし)
議長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)

議長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第41号 「農用地利用集積計画の利用権設定について(新規)」 番号1から4を事務局から説明させます。
事務局	それでは、議案第41号 「農用地利用集積計画の利用権設定について(新規)」 番号1から4を説明した。
議長	今から2分ほど時間を取ります。 質疑がある方は挙手をお願いします。
	(質問・意見なし)
議長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第42号 「非農地証明について」 番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案第42号 「非農地証明について」 番号1を説明した。
議長	担当は私です。現地を確認し、特に問題はありませんでした。 各委員からの質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第42号 「非農地証明について」 番号2を事務局から説明させます。
事務局	議案第42号 「非農地証明について」 番号2を説明した。
議長	担当は私です。 現場を確認し、特に問題点はありません。 各委員からの質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 次に、報告事項です。 報告第29号から報告第32号については、会長の専決と して決裁処理を終わっている内容ですので、簡単に説明さ せます。
事務局	報告第29号 専決処分について 「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書 について」 番号1 報告第30号 専決処分について
	「農地改良行為届出書について」 番号1と番号2

	報告第31号 専決処分について 「農地法施行規則第29条第1項第1号の届出について」 を報告した。
議長	次に、その他の事項を事務局から説明させます。
事務局	令和3年度那珂川市農業委員会の日程の開催日の案について説明した。
議長	質疑等ありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	本日の議案は終了し、第12回農業委員会は閉会した。
	10時 40分 閉会